



神医 FAXニュース

第525号

編集・発行 神奈川県医師会

毎月第1・第3水曜日発行

TEL.045-241-7000

FAX.045-241-1464

インターネットホームページ
http://www.kanagawa.med.or.jp

リフィル処方箋、使用は3回まで

—診療側、慎重な運用を—

厚生労働省は26日の中医協総会に、2022年度診療報酬改定で、リフィル処方箋の総使用回数の上限を3回までとし、1回当たり投薬期間と総投薬期間は医師が患者の病状を踏まえて個別に判断することを示した。処方箋には「リフィル可」欄を新設する。薬剤師はリフィル処方箋による調剤が不適切と判断した場合、「受診勧奨を行うとともに、処方医に速やかに情報提供を行うこと」も入れた。診療側の城守国斗委員（日本医師会常任理事）は、あらためて慎重な運用が必要だと強調した。

厚生省は短冊で、「処方箋様式の見直し（リフィル処方箋の仕組み）」として項目を立てた。症状が安定している患者について、医師と薬剤師の適切な連携下で「一定期間内に処方箋を反復利用できる」とし、留意事項として運用方法を示した。

医師はリフィル処方が可能な場合、1回当たり投薬期間と総投薬期間を医学的に判断し、処方箋の「リフィル可」欄にチェックする。ただ、保険医療機関および保険医療費担当規則で投薬量に限度が定められている医薬品（向精神薬など）や、湿布薬は対象外。1回目の調剤を行うことが可能な期間は通常の処方箋と同様とし、2回目以降は原則、前回の調剤日を起点に「当該調剤に係る投薬期間を経過する日を次回調剤予定日とし、その前後7日以内」とした。

保険薬局は調剤時、リフィル処方箋に調剤日と次回調剤予定日を記載するとともに薬局の名称と保険薬剤師の氏名を記入。写しは保管する。さらに、薬剤師は患者の服薬状況などの確認を行った上で、リフィル処方箋の導入による調剤が不適切だと判断した場合、調剤せずに受診勧奨し、医師に速やかな情報提供を行う必要がある。

また、リフィル処方箋の交付を受けた患者に対し「継続的な薬学的管理指導のため、同一の保険薬局で調剤を受けるべきである」ことを説明するよう、保険薬剤師に求めた。次回の予定を確認し、予定された時期に来局しない場合は「電話などにより調剤の状況を確認すること」も明記。併せて処方箋料について、1回の投与期間が一定期間内であれば「長期投薬にかかる減算規定を適用しない」とした。

●「これ以上の制限かけずに」支払い側・松本委員

同日の議論で支払い側の松本真人委員（健保連理事）は、長期処方箋の減算を受けないことから、患者だけでなく医療機関にもメリットがあるとしつつ、上限が3回とされたことに対し「分割調剤を引きずっている印象」と指摘。実効性を高めるた

め、「通知や事務連絡でこれ以上の制限をかけずにスタートし、医療現場と患者の認知度を高めながら活用が広がることを期待する」と述べた。

一方、診療側の城守委員は投薬期間について、現行でも医師の裁量とされ特定薬剤を除き制限がないことに言及した上で、「ただ、長期処方にはリスクがある。不適切な長期処方では是正が必要」と強調。定期的に診察することが「安心・安全で質の高い医療」と述べ、リフィル処方箋の導入に当たっては「慎重の上にも慎重に。丁寧に始めることが望ましい」と念を押した。

メディアファクス1/27

令和3年度「働き方改革推進実務者セミナー」開催のお知らせ

2024年4月から医師の時間外労働の上限規制が適用になります。

それに向けて管理者のリーダーシップの下、医療従事者、事務職などが医療機関全体として働き方改革に取り組む事が重要です。

その取り組みを継続的に進めていくには何をどのように行えば良いかについて、病院での具体的な事例や厚生労働省の最新情報などを通じて学ぶことができるセミナーを開催します。

- (1) 配信期間 令和4年2月17日(木)
その後、令和4年2月21日(月)～3月4日(金)まで視聴可能
- (2) 実施方法 Youtubeでの動画配信形式
- (3) プログラム
第1部 医療機関でも実践できる働き方改革の方法
～秘訣はチームマネジメントと心理的安全性～
第2部 医師の働き方改革を進めていくための課題と取組
～医師労働時間短縮計画を中心に～
- (4) 対象 県内病院及び有床診療所の経営・管理者・事務担当者等
- (5) 受講費 無料
- (6) 申込 <https://ux.nu/sdfn7>
または右のQRコードから申込→
- (7) 主催 神奈川県医療勤務環境改善支援センター
- (8) 共催 神奈川県医師会、神奈川県病院協会



| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 最 | 旬 | 医 | 界 | |
| | | 情 | | 報 |

医師の労働時間管理・調整ツール開発へ

—厚労研究班—

厚生労働省は、2024年4月からの医師の時間外労働の上限規制適用に向け、医師の勤務実態の詳細を把握する手法の開発を、厚生労働科学研究班でスタートさせた。研究班では、ICTやAIを用いたデータ収集・分析によって、医療機関内の医師の行動内容を把握する方法を検討する計画だ。医政局医事課の福田亮介・医師養成等企画調整室長は、24年度を見据えて「各医療機関には適切な労働時間管理と労働時間短縮への取り組みが求められている」とし、広く医療現場で活用できるツールの開発に期待を寄せている。

研究班は「ICTを用いた医師の客観的かつ効率的な労働時間管理に資する研究」をテーマとし、研究代表者は猪俣武範・順天堂大医学部眼科学准教授が務める。研究期間は21年度から最長3年間。今春にも実証実験などを進める計画で、詳細な研究コンセプトなどは今後、公表していく。研究成果には、医師の客観的かつ効率的な労働時間管理や、労働時間短縮の取り組みにつながる業務実態の把握に役立つツールの開発、そのためのICT基盤の構築などを設定。勤務形態が多様かつ複雑な医師の労務管理上の課題を解決できるツールの開発を目指すとしている。

厚労省の福田室長は、医療機関での労働時間管理について「兼業先での労働時間を通算して時間外労働を上限の範囲内におさめることや、連続勤務時間制限や勤務間インターバルの確保等の健康確保措置を実施することが義務付けられたことで、労働時間の把握・管理が必要となる」と指摘。「医師の場合は、研鑽や宿日直中の待機時間など労働時間に該当しない時間帯もある。出退勤時刻だけでは、的確な労働時間管理ができない」などと課題を挙げた。さらに「複数の医療機関で勤務する医師は、自己申告に基づき他医療機関の労働時間を把握し、通算して管理しなければならないため、より労働時間の管理が複雑になる」とし、研究班での今後の検討に期待を示した。

●宿日直許可取得「医療機関と労基署で話し合いを」福田室長

一方、医療現場では労働時間管理や調整だけでなく、宿日直許可の取得が課題の一つになっており、地域によって判断に差異があるなどと問題視する意見も根強い。福田室長は「宿日直許可取得を目指す医療機関は、2次救急ということだけで許可が得られない事例が出ていることは認識している。各医療機関と、地元の労働基準監督署との間で十分に話し合ってもらい、2次救急でも許可を得ている医療機関があることを丁寧に説明してもらおうしかない」とし、24年4月の施行に向けた取り組みを求めた。

メディファクス1/26

コンビニ宅配ロッカー介した処方薬提供「実施可能」

—厚労省—

厚生労働省は19日、コンビニエンスストアの宅配ロッカーを介した処方薬の提供を、一定条件下で認める考えを明らかにした。自治体によって医薬品医療機器等法に抵触するかどうか判断が割れているため、明確化が求められていた。規制改革推進会議の医療・介護・感染症対策ワーキング・グループ(WG)で示した。

厚労省は同WGで、実証実験に取り組んでいるセブンイレブン・ジャパンに回答。宅配ロッカーの利用について、薬局で服薬指導後に調剤された処方薬を提供する場面を想定し、「実施可能」としつつも、▽当該薬局・薬剤師の責任の下▽当該薬剤の品質を保持し▽患者本人への確実な授与がなされる—ことを条件に挙げた。

この日のWGでは、薬局・薬剤師関係の規制緩和を求める日本経済団体連合会(経団連)に対する回答も示した。処方箋の40枚規制については、昨年6月の規制改革実施計画を踏まえ、「今年度に検討開始し、早期に結論を得る」。薬剤師が薬局ではなく自宅などからオンライン服薬指導をする条件緩和については、プライバシーの保護や患者情報共有のためのセキュリティ確保などを挙げ、「慎重な議論が必要」とした。

メディファクス1/21

インフル患者69人、昨年比5人増

—22年第3週—

厚生労働省は28日、2022年第3週(1月17~23日)のインフルエンザ発生状況を公表した。患者報告総数は69人で25都府県から報告があった。都道府県別では、最多の大阪が7人、神奈川県が6人、静岡が5人となるなど感染者数は引き続き著しく少ない状況が続く。

全国の定点当たり報告数は0.01。入院患者の届け出数は2人で、内訳は1歳未満が1人、40~49歳が1人だった。休校や学年閉鎖などの措置を取った施設はなかった。

メディファクス1/31

ヘルパンギーナ、定点当たり0.07で増加に転じる

—感染症週報第2週—

国立感染症研究所は28日、感染症週報第2週(1月10~16日)を公表した。ヘルパンギーナの定点当たり報告数は0.07で増加に転じた。都道府県別の上位3位は富山(0.48)、新潟(0.40)、鹿児島(0.38)だった。過去5年間の同時期と比較してかなり多い状況。報告数は226例。

【最近の注目疾患】

●手足口病(小児科定点報告疾患): 報告数1034例

手足口病の定点当たり報告数は昨年第47週以降減少しているが、過去5年間の同時期と比較してかなり多い。都道府県別の上位3位は島根(2.70)、鹿児島(2.55)、鳥取(2.21)だった。

メディファクス1/31